

## 広島県告示第百三十号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定によって、広島港、尾道糸崎港及び福山港における指定管理施設である港湾施設（小型船舶特定係留施設を除く。）の管理を行う指定管理者を次のとおり指定了。

平成三十一年二月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指 定 を 受 け た 者	指 定 年 月 日	管 理 の 期 間
代 表 者 氏 名	所 在 地	平 成 三 六 年 三 月 三 一 日
株式会社ひろしま港湾 管理センター 代表取締役 松本 幸之	広島市南区宇品海岸 一丁目一三番一三号	平 成 三 六 年 三 月 三 一 日
平 成 三 六 年 三 月 三 一 日	平 成 三 六 年 三 月 三 一 日	平 成 三 六 年 三 月 三 一 日